

# カバードワラントに関する説明書

松井証券株式会社

この説明書は、証券取引法および日本証券業協会の公正慣習規則に基づき、カバードワラントの商品特性および取引に伴う損失の危険性（リスク）について説明するものです。

カバードワラント取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険性もあります。したがって、取引を行う場合には、本説明書の内容および個別の商品説明資料等により、個別のカバードワラント取引の商品特性およびリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の資力、投資経験および投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ行ってください。

## ◆カバードワラントについて

カバードワラントはオプションを表示する証券または証書であり、当該オプションは証券取引法上の有価証券等を対象とするものです（ただし、そのオプションの仕組みは、上場されている有価証券オプションとは異なり、定型化されたものとは限りません）。

カバードワラントは、一般的には原資産の発行企業と無関係の金融機関、証券会社等により発行され、その対象となる原資産、満期日、権利行使価格、取引・決済の方法等が定められております。これらは、各商品毎に異なりますので、個別の取引内容をご理解いただく必要があります。

## ◆カバードワラントの取引に関する主なリスク

### (1) 価格変動（カバードワラント価格変化）リスク

カバードワラントの価格は、その原資産の価格または指数の変動、カバードワラントの残存期間、金利等さまざまな要因により変動します。カバードワラントは対象原資産に比べて一般に値動きが大きく、資金効率が高くなります。そのため、対象原資産に直接投資するよりもハイリスクな投資となります。時間の経過やその他の条件の影響によってもカバードワラントの価格は変動します。また、低価格のカバードワラントは値動きが極端に小さくなる場合もあります。カバードワラントの価格は一般に、対象原資産の値動きの影響を受けますが、原資産の価格または指数とカバードワラントの価格が連動しない場合や逆の方向に変動する場合もあります。原資産の価格または指数が一定であってもカバードワラントの価格が変動する場合や価格の低いカバードワラントでは、対象原資産の価格が変動してもカバードワラントの価格がほとんど、あるいは全く変化しない場合もあります。加えて残存期間が短いほど価格変動リスクが大きくなります。

## (2) 期間リスク

カバードワラントには満期があり、この期間を過ぎるとその価値はなくなり、取引が行えなくなります。カバードワラントの購入者が当該期限までに権利行使または売却を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、購入者は投資資金の全額または一部を失うことがあります。

カバードワラントを購入した後は、満期までに権利行使または売却するか、満期まで保有することになります（\*1）。満期日（または計算の基準日）において、原資産の価格が権利行使価格を上回る（\*2）場合には決済金額が発生します。しかし、原資産の価格が権利行使価格と同価格か下回る（\*2）場合には、カバードワラントの価値はなくなります。また、期限を残していても、原資産の価格が権利行使価格を大幅に下回る（\*2）場合、価値が限りなく無いに等しくなることもあります。そのため、投資資金の全額が損失となる場合があります。

ゴールドマン・サックス・インターナショナルにより 2004 年 8 月以降に新規に発行されるカバードワラントは、2005 年 2 月以降 2006 年 11 月 15 日まで、対象原資産 1 株に対して 2 株を超える割合で株式分割が行われる場合、当該カバードワラントの新規販売を株式分割権利付売買最終日の 3 営業日前から停止します（\*3）。また、株式分割権利付売買最終日に当該カバードワラントの満期前強制買戻しが行われ、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは当該カバードワラントの保有者に対して、その対価として同日の取引開始時に通常の売買が行われたと想定した場合に買取価格として提示される価格に 5%を上乗せした金額を支払います。2006 年 11 月 16 日以降は、国内株式を対象原資産とする e ワラントについては、多くの場合株式分割を理由とした満期前強制買戻しは適用されなくなります。

（\*1）商品によっては、権利行使または売却できないこともあります。

（\*2）商品によっては、上回る、下回るまたは指定する条件範囲に合致した場合等があります。また「上回る」、「下回る」はコール型に該当しプット型の場合はその逆になります。

（\*3）買取は株式分割権利付売買最終日の前営業日まで継続されます。

## (3) 信用リスク

カバードワラントを発行する会社が倒産等の事態に陥った場合、カバードワラントの権利に係る対価の一部または全部が支払われない可能性があります。また、原資産の発行者の経営・財務状況の変化、およびそれに関する外部評価の変化等により、損失を被ることもあります。

## (4) 流動性リスク

カバードワラントは、投資家に対して売買に応じる証券業者等（マーケットメーカー）

が売り気配、買い気配を提示します。この気配値は、通常の市場環境において提示されますが、あくまで取引の参考として提示されたものであり、必ずしもその気配値で取引が行われるものとは限りません。また、原資産の取引が停止等されている場合や、当社および証券業者等（マーケットメーカー）のシステム等の障害、停電その他の事由により取引が行えない場合もあります。なお、一部のカバードワラントには流通市場が存在せず中途売却できないものがあります。

また、カバードワラントのミストレード規程に該当する場合を除き、ゴールドマン・サックスがマーケットメーカーとして適切と判断する情報等に基いてその時々で決定した価格にて約定されます。ただし、ゴールドマン・サックスはこれらの情報等の正確性を保証するものではありません。ゴールドマン・サックスは、自己の判断によって、一部または全ての銘柄のマーケットメイクを停止又は終了する場合があります。さらに、ゴールドマン・サックスによるカバードワラントのマーケットメイクの終了やその他の理由により、カバードワラントの満期日以前に、マーケットメーカーが変更される場合があります。

(5) 取引手数料等の影響

カバードワラントの取引には取引手数料がかかります。取引を行う際にはこの取引手数料等を考慮する必要があります。取引金額が小額の場合には、取引金額を上回る手数料等になる場合があります。

(6) 税務上のリスク

カバードワラントの取引に係る税制上の取扱いは、現行では総合課税となります。ただし、この税制上の取扱いが将来において変更されたり、税務当局がこれと異なる解釈を示した場合、変更内容により利益または不利益を被ることがあります。

(7) 為替変動リスク

カバードワラントが外貨建ての場合やその原資産が外貨建ての場合には為替変動リスクがあります。

(8) 異常値による約定の取消リスク

合理的な価格から著しく乖離された価格（異常値）で取引が成立した場合（ミストレード）、マーケットメーカーにより一旦成立した取引が無効とされる場合があります。

(9) バasketワラントに関するリスク

Basketワラントの原資産となる指数を掲載する計算代理人が何らかの理由で価格

を算出できなくなるリスクがあります。また、算出された指数が容易に入手できなくなるリスクがあります。

(10) 外国株価指数、外国個別株式、およびコモディティリンク債を対象原資産とするワラントについて

時価情報等の入手が容易でない場合があります。また、対象原資産が取引される市場が属する国の休日等により取引が行われない場合、市場における取引が再開されるまで取引停止となることがあります。

(11) コモディティリンク債を対象原資産とするワラントについて

コモディティeワラント（金、原油(WTI)、銅、大豆）の満期前のマーケット・メイクに用いられる参照原資産価格である各リンク債の価格は、活発に取引される各商品のうちゴールドマン・サックスが定める指標を基に合理的に計算した理論値が用いられます。このため、当該リンク債の価格は、必ずしも権利の対象となる各種商品の直近取引値とは一致しません。

以上

平成 18 年 4 月